

ひとつになっ て考えよう 部落差別のこと

～みんなの願い 差別のない社会 人権尊重の社会～



平成28年12月16日に施行された

『部落差別の解消の推進に関する法律』を ご存知ですか？

- ★ 現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況が変化していることを明記。
- ★ 部落差別の解消に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、部落差別のない社会を実現することを目的とする。

国・地方公共団体の責務

部落差別の解消に関する施策を推進する。

- ① 相談体制の充実
- ② 教育及び啓発の実施
- ③ 部落差別の実態に係る調査

● 同和問題（部落差別）とは？

日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。

● 偏見や思い込みで

差別を受けている人々がいます



結婚、就職等での差別

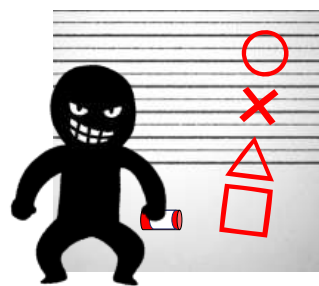
結婚の際に同和地区出身であることなどを理由として反対されたり、就職においても不当な取扱いを受ける事象が起きています。



差別落書き、インターネット上での差別書込み



公共の場所等において心無い差別落書きが発見される事象が起きています。



また、近年では、インターネット上での差別的な書込みが問題となっています。

土地差別



土地の売買等の際に、行政機関や不動産業者等に対して、ある特定の土地が同和地区かどうか尋ねるといった事象が発生しています。



偏見や差別意識に基づく身元調査等

偏見や差別意識に基づき、本人の知らないところで聞合わせや戸籍謄本・住民票の写し等の不正取得による身元調査が発生しています。



● 同和問題・部落差別に関する相談窓口

《東部》 県庁人権・同和対策課 (鳥取市東町1丁目220) ☎0857 (26) 7677

《中部》 中部総合事務所地域振興局 (倉吉市東巖城町2) ☎0858 (23) 3270

《西部》 西部総合事務所地域振興局 (米子市糺町1丁目160) ☎0859 (31) 9649

受付時間 午前8時30分～午後5時(土日、祝日を除く)

メール相談 jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp

面談
電話
メール
での相談
を受け付け
ています。